

—— 社会保障部だより ——

## 「個別指導に際して、診療録等の閲覧拒否について」

保険医療機関に対する個別指導に関し、一部の厚生局管内の保険医療機関及び保険医が個別指導時に診療録の閲覧を拒否した事例が発生した。

個別指導の実施に当たっては、指導大綱に規定されているように「保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、懇切丁寧に行う」べきものであるとされている。

また、指導大綱関係実施要領には「指導は、原則として指導月以前の連続した2ヶ月分のレセプトに基づき、診療録その他関係書類を閲覧し、個別に面接懇談方式により行う」とされており、個別指導については診療録等の閲覧を行うことが具体的に記載されている。

このことから、個別指導に際し、保険医療機関及び保険医が診療録の閲覧を拒否した場合は、個別指導の目的を達成できない不適切なものとなるというのが厚生局の見解である。

本件の場合、診療録の閲覧を拒否した理由は「患者の個人情報保護」のためであったが、これについて厚生局は、保険医療機関及び保険医が個別指導の際に行政庁に対し診療録等を閲覧させる場合、個人情報保護法の第三者提供の「個別規定」、具体的には同法第23条（第三者提供の制限）第1項第4号に該当することから、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人情報である診療録を閲覧させたとしても当該保険医療機関及び保険医等が同法違反に問われることはないとの見解を示している。

厚生局では、保険医療機関及び保険医等に対して、指導を行う行政庁として、個別指導の目的や関係法令等の内容について十分説明し診療録等の閲覧に協力を依頼するが、仮に、このような事態が発生し、個別指導事務の遂行に支障が生じた場合には立会者に事情を説明し理解を求めた上で、指導を中断し対応策を検討するとの方針を示している。

以上、厚生労働省保険局医療課から地方厚生局医療課に示した指導方針の要旨を記した。参考にとされたい。